

一般社団法人 CINJI 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 CINJI（以下「本法人」という。）の定款に基づき、会員に関する事項その他本法人の円滑な運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規約は、本法人の会員に適用する。

2 本規約に定めのない事項については、定款および理事会の決議によるものとする。

第2章 会員の資格及び種別

(会員の種類)

第3条 本法人の会員は、定款第5条に定めるとおり、次の三種とする。

(1) 正会員

(2) 特別会員

(3) 賛助会員

(正会員)

第4条 正会員は、研究開発教育ネットワークを運用する又はこれに準ずる法人、団体若しくは個人であって、本法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した者とする。

2 正会員は、定款に定める社員としての権利を有し、社員総会における議決権を一個有する。

(特別会員)

第5条 特別会員は、社員総会又は理事会において推薦され、本人が入会を承諾した法人、団体又は個人とする。

2 特別会員は、社員としての議決権を有しないが、本法人の活動に関し、理事会の要請により意見を述べることができる。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本法人の目的に賛同し、賛助金等をもって本法人の活動を支援する法人、団体又は個人とする。

2 賛助会員は、社員としての議決権を有しない。

第3章 入会及び退会

(入会手続)

第7条 入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、代表理事宛に提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事会において審議し、承認をもって決定する。

3 法人又は団体が入会する場合は、本法人に対する代表者一名を定め、変更がある場合は速やかに届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、定款第7条に定めるとおり、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の区分、金額、納入方法及び納期は、社員総会の決議に基づき別に定める。

3 既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができます。

2 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

(除名及び資格喪失)

第10条 会員が定款第9条及び第10条各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議により除名又は資格喪失とする。

2 除名の決議を行うにあたっては、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会員の権利及び義務

(権利)

第11条 会員は、本法人が実施する事業及び活動に参加し、必要に応じて意見を述べることができる。

2 正会員は、社員総会に出席し、議決権を行使することができる。

(義務)

第12条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 定款及び本規約並びに理事会の決定を遵守すること。
- (2) 会費その他の金銭的義務を期限までに履行すること。
- (3) 本法人の目的達成のために協力すること。

第5章 情報共有及び連絡体制

(会員名簿)

第13条 本法人は、会員の氏名又は名称、所属、連絡先等を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

(情報提供)

第14条 本法人は、事業報告、活動予定、会議資料その他必要な情報を、電子メール又は電磁的方法により会員に通知するものとする。

(CINJI 連絡会)

第15条 本法人に設置する CINJI 連絡会（定款第38条）は、会員相互の意見交換及び連携を図る場とする。

2 CINJI 連絡会の組織、運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 雜則

(規約の改廃)

第16条 本規約の改廃は、理事会の決議によって行う。

(施行)

第17条 本規約は、理事会の決議により定めた日から施行する。

附則

(入会金及び年会費の免除)

第1条 本法人の設立初年度（2025年度）において、2026年3月31日までに入会した会員については、入会金及び当該年度分の年会費を免除する。

(施行期日)

第2条 本規約は、一般社団法人CINJIの設立登記完了の日より施行する。